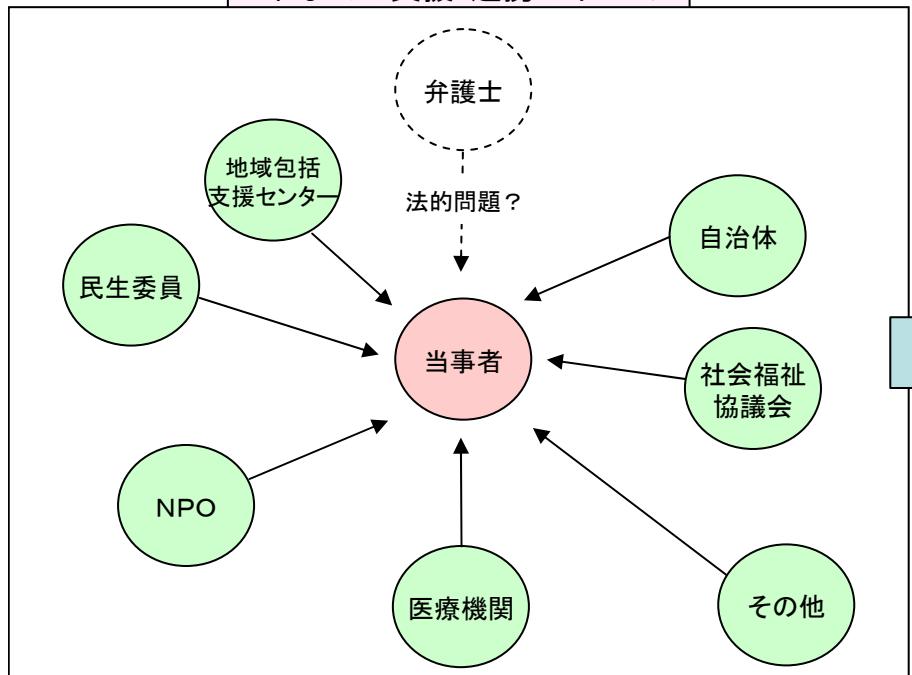


法テラスにおける司法ソーシャルワーク

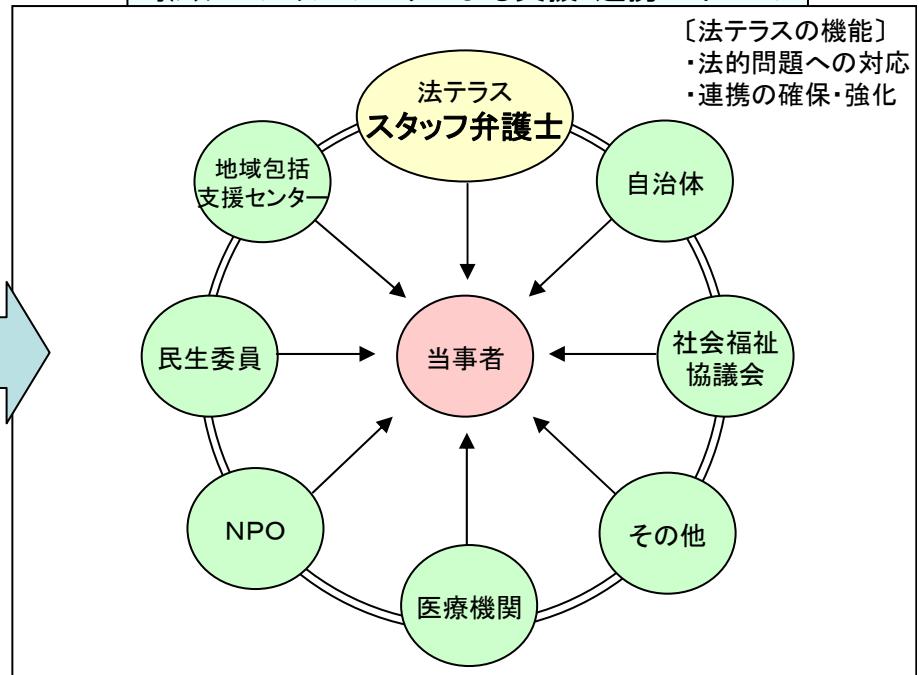
[司法ソーシャルワークとは]

自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等について、福祉機関等との連携を強化し、同機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供する施策

これまでの支援・連携のイメージ



司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



問題点と課題

- ① 福祉サイドに弁護士等とのネットワークがない
⇒ 福祉サイドから法的援助につなげることが困難
 - ② 関係機関との連携構築や連絡対応等通常事件以上に業務量が多い
被援助者が認知能力に問題を有するなど事件自体困難な場合が多い
⇒ これに見合った報酬が見込めず、一般弁護士を主要な担い手とすることは困難
- 民間に委ねても、適切な実施は見込めない。
○ 超高齢社会を迎えるにあたり、全国均質的なサービス提供の実施が必要
⇒ 国が責任を持ってサービスを提供する必要あり

法テラスが司法ソーシャルワークを担う必要性

- ① 法テラスは関係機関との連携を業務とする国が設立した法人
⇒ 信用性が高く、公的機関との連携がしやすい
- ② 全国に事務所を有する
⇒ 全国均質的なサービス提供が可能
⇒ 地域間の連携も可能
- ③ 主たる担い手としてスタッフ弁護士を擁する
⇒ もともと関係機関との連携意識が高く、連携を要する業務に慣れている
⇒ 給与制であり、報酬に関する問題が支障とならない

なかつた。もちろん「積読本」もだ。夢見たころの本がいっぱい重なつていた。

司法試験問題集や、結婚前、法律出版社に勤めていた彼女の気を引くため、「国試目指しているんだ」と法律演習本を充分買い込んだ40数年前を思い出した。それがとても懐かしくさびしく思われた。

妻が他界しているからだ。

「裁判官、検察官、弁護士になるためには、「残酷試験」とさえ言われている司法試験に合格しなければならないのである。」(向江璋悦「法曹を志す人々」)「法学書院、改訂28版、昭和51年」という著書を読んで、「妻に苦労かけつける」と司法試験をあきらめたことを思い出した。

奇しくも、自分があきらめた弁護士と一緒にになって住民のために仕事ができることは、私にとって「初思」貫徹に思える幸せだ。

それにして、法テラスは粹な仕事をしていると、頬もしく思った。

住民のため、「法テラス両三陸職員一同」被災者のために今日もがんばるぞ

(きくち・せいいち)

司法ソーシャルワークとは何か



社説稿社士・法テラス東京法律事務所・弁護士 太田 晃弘

一 現場でおこっていること

1 日々思い知らされること

自分の想像力はどこまで及んでいるのか。日々、インテリと呼ばれる人たちとだけしか交流せず、世の中を分かつた気になつて、偉そうなことを言つてゐるだけなのではないだろうか。自分の想像力の及ばないところで、ひつそりと暮らしている人たちに、自分はどれだけ目を向かれているのだろうか。

弁護士になったのは8年ちょっと前。でも、この間、毎日のように現場で思ひ知らされていることは、こんなことばかりだ。

2 ひとつつの事件から

ひとつ、具体例を出して話を進めよう。

Xさんは、70歳代後半の両親(父Y、母Z)があり、一緒に一軒家(登記簿上父Y名義)に住んでいる。またXさんは、配偶者Wがいるが、あまり家に寄りついていない様子である。ある日、父Yが「お前もそろそろ結婚しないとダメだ」と言つてWを連れてきたので、Xさんは結婚することにしたそうだ。X・W間には、8歳になる子Vがいるが、子Vは、児童相談所に保護され、ずっと施設で暮らしているという。

Xさんは、様々な問題を抱えている。代表的なものを列挙すると、以下のようなものだ。

Xさんは、軽度知的障がいをもつ40歳代の女性である。これまで、清掃員や警備員のアルバイトをしながら月8万円程度の収入を得て生活してきた。

Xさんは、人なつこい性格もあってか、人から何かを頼まると断ることがほとんどできない。

Yさんは、70歳代後半の両親(父Y、母Z)があり、一緒に一軒家(登記簿上父Y名義)に住んでいる。またXさんは、配偶者Wがいるが、あまり家に寄りついていない様子である。ある日、父Yが「お前もそろそろ結婚しないとダメだ」と言つてWを連れてきたので、Xさんは結婚することにしたそうだ。X・W間には、8歳になる子Vがいるが、子Vは、児童相談所に保護され、ずっと施設で暮らしているという。

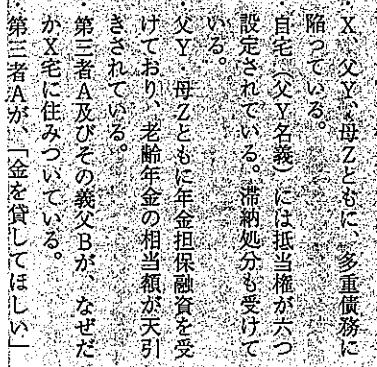


図 Xさんの親族、同居人



などと言つては、Xから定期的にお金巻き上げている。しかも、その返済がなされた形跡はない。

第三者Aが、Xに命じて携帯電話7台の契約をさせ、そのすべてを持ち去っている。

自宅がゴミ屋敷になつていて、家の中を野良猫が自由に入り出している。

配偶者Wは素性不明。なかなか会えない。

X-Wの夫婦関係、子Vとの関係が心配。

子Vが元気で暮らしているのか不明。他の家族は子Vについて無関心に見える。

X、父Y、母Zとも、判断能力に心許ないところがある。

その結果、父Yは、通信販売などで無計画に物を買ってしまう。

この案件は、一家の誰かが「法律相談をしたい」といって私のところへ来たものではない。ひょんなことでXさん一家の現状を知るに至った福祉関係者が、私たちは、意思疎通が困難だつたりする。インターネットどころか、テレビも新聞もみられない環境にあつたりして、世間からかかったことばかりで、Xさん一家の誰も

が問題とは思つていらない様子だった。

「年金を搾取されている」、「事業がでかけると妄想して、多額の融資を受けたが、あつという間に事業が頓挫した」、「独居高齢者が投資詐欺被害にあっていいる」、「高齢者が入院したとたん、近隣住民が通帳を管理しはじめた」、「生活苦で医療費を支払えなくなり、糖尿病が悪化して失明した」、「ゴミ屋敷に住んでいる高齢者に対して、証券マンが怪しげな取引をさせている」。

どの案件にも紛争の臭いが多分にある。弁護士としてやらなければならぬこともたくさんありそうだ。
しかしながら、これらの事案で一番の問題になるのは「なぜか当事者が声をあげない」ということだ。ある人は、そもそも被害意識がなかつたりする。ある人は、意思疎通が困難だつたりする。インターネットどころか、テレビも新聞もみられない環境にあつたりして、世間から

隔離された環境に住んでいたりする。いずれにしても、こういつたケースのほとんどでは、弁護士が何をする人のか、まったく理解されていない。換言すれば、どんなに法律事務所の宣伝をしてみたところで、弁護士のもとには来てくれない。

現在、日本の人口の6~7%には、何らかの障がい「身体、知的、精神、発達」があるといわれている。また、先日の厚生労働省の発表によれば、認知症高齢者の数も300万人を超えたという(なお、この認知症高齢者の大部分は、障がないくらいいに、この種の事案は存在している)。

このように、統計を見るだけでも、相当数の方に判断能力の低下がみられるはずなのだ。しかも、その多くは、地域生活を送りながら、ひとつそろと様々な被害にあつたりする。

たぶん、私たち(ここでは、私を含め、本誌を読まれているような方々を指す)は、その被害事実をほとんど知らずにして、それとはほぼ無関係なインテリの世界で日々の生活を送っているのだと思う。

二 司法アクセス改善に向けた取組とその展開

1 弁護士過疎解消への取組

こういった実態を、司法アクセス論から整理してみよう。

この間、日弁連や法テラスが過疎地域に弁護士を派遣し、司法過疎解消に向けた取組を行つてきた。その一環として、私も法テラスのスタッフ弁護士となり、平成22年5月まで岐阜県可児市に赴任していた。

赴任して実際の活動をしてみると、「司法アクセスの問題は、どうも弁護士の頭数の問題だけではないようだ」ということを実感するようになつた。福祉関係者たちから、前記のような案件が次々と持ち込まれるようになつたからだ。そこには、弁護士の頭数の問題とは別に、「近くに弁護士がいても、どうしても弁護士にアクセスできない」という問題が厳然と存在していた。

ここで整理をしてみると、「司法過疎問題は、実際には以下の二つの問題だということになる。

(1) 弁護士過疎の問題、「弁護士が近くに存在しないから司法にアクセスできない」という問題

(2) 事件過疎の問題、「当事者の障がいなどによって、弁護士にアクセスできない障壁があり、近くに弁護士がない」という問題

私は、平成22年6月以降、東京で弁護士活動を続けている。このうちの「(2)事件過疎の問題」は、この東京においても厳然と存在している問題である。つまり、多数の弁護士が登録している東京でも、高齢者・障がい者を中心として、弁護士にアクセスできない、という問題がある。しかも、より最前線の現場で活動をされている福祉関係者ですら、問題を抱えた家庭にアクセスできず、四苦八苦しているという。

このような状況の下、弁護士会界隈で、近年、アウトリーチという発想が広がるようになった。

アウトリーチとは、元々福祉用語であり、「相談機関が相談を待つてしているのではなく、相談機関側から依頼者のもとへ

3 アウトリーチが孕む危険性

3 アウトリーチが孕む危険性

と出向いていくて、相談・支援を行うこと」をいう。「外へ手を伸ばす」という意味の英語(reach out)を語源としているようだ。

福祉現場では、日々、その実践が試みられてきた。我々弁護士も、高齢者・障がい者分野のみならず、被災地支援分野などで、「アウトリーチ」に相当する活動が広がってきていている。

もつとも、「アウトリーチ」は、その弁護士職域拡大の側面だけを強調するがい者分野のみならず、被災地支援分野などで、「アウトリーチ」に相当する活動が広がってきている。

冒頭で示した事案に即して考えてみると、「法的問題だけを切り取つて、それだけ解決すれば十分」などということはあり得ない。

判断能力に問題を抱えている方の案件であればあるほど、「法的問題だけを切り取つて、それだけ解決すれば十分」などということはあり得ない。

なつたのか、その原因を探つた上で、それを除去する作業をしなければ、再び3人は多重債務状態に陥ってしまう可能性が極めて高い。保佐・補助を開始したり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を用いたりして、今後、困窮状態に陥らないような工夫をする必要もあるだろう。このように、この事例のうちの「債務整理」という法的側面ひとつを取り上げてみるだけでも、「3人が地域で債務と無縁の生活を送っていくためにどのようないうな支援が必要なのか」「そのためには誰が、どのような働きをするべきなのか」といった点がよくよく検討されなければならない。3人が再び多重債務に陥ることを許すのであれば、再度弁護士が債務整理事件を受任することになるだけで、弁護士だけが儲かる、という結果を招く。

このように、当事者が抱えている様々な生活上の問題・課題の中から、法的問題だけを単独で取り出して強引に解決させると、誰もが望まないような結果を迎えてしまうことが結構ある。

また、はじめのうちにみえていた法的問題とは別の法的問題・課題が後から分かつてくることもある。本人の主訴とは

が事実関係をうまく伝えたり、問題の整理をしたりすることが苦手なのだから、この点は当然の帰結ともいえる。そこで、本人のみならず福祉関係者らとも十分に協働して、十分なモニタリングを継続しながら、解決すべき課題を拾つていく必要がある。

このように、本人の生活状況やその課題、これまでの生活歴、家族関係など、本人の生活全体に十分な目配りをしていくないと、有効な本人支援ができない。様々な法的問題が発見された場合でも、そのそれそれが本人の生活にとってどのような意味を持つのか、十分に吟味した上で方針を立てていかないと、適切な解決にはつながらない。

こうしてみると、アウトリースは、このような包括的事案解決・問題解決ための端緒にしかすぎないことがお分かりいただけると思う。

三 司法ソーシャルワーカーの可 能性

以上の議論を踏まえて、最後に「ソーシャルワーク」について述べたい。

本稿の表題にもなっている「ソーシャルワーク」とは、いったい何か。国際ソーシャルワーク連盟（I F S W）の定義は次のようになっている。

正直、この意味するところは極めて分かりにくい。そこで、誤解を恐れず、これを私なりに意訳すると、次のような定義になる。

生活に困難を抱えている方などに対して、本人、家族、友人・知人、各種施設・制度、その他周囲の環境などに働き掛けて調整し、その本人がより生きやすい状況を作り出すこと。

あまり難しい語ではない。例えば、社会事務所のケースワーカーが生活保護受給とあわせて、その他様々な生活課題を解決するべく努力する。例えば、役所の高齢・障がい担当職員が、当事者の方のために相談に乗ったり、必要な援助をしていく——福祉関係機関の方々が、日々、現場で実践されていることの多くが、「ソーシャルワーク」なのだ。

例えば、成年後見事件において、十分な身上監護活動をすべく努力する。情状弁護事件で、当事者の家族関係や被害者との関係を調整して、社会復帰後に生活しやすい環境を創り出す。弁護団を組んで、人権侵害されている方々の問題を解決しようとする。そのとき、制度がおかしいのであれば、社会運動を起こしたりして、制度・法律をロビー活動をしたりして、

2 司法ソーシャルワーカーの実践

司法ソーシャルワーカーの具体的なイメージをもつていただすべく、冒頭の事案に即して、司法ソーシャルワーカーの実態を紹介しておくことにしよう。

らのチームでこれに対応することが可能となつた。

その後も、第三者AがスキみてXにちょつかいを出したり、そのためXがストレスで倒れて入院してしまつたり、いつのまにか国民健康保険料を滞納するようになつたり、父Yが腰痛で動けなくなつたり、母Zも通信販売で無計画にお金を使い出したり、Xの恩師と称するCが出てきてX宅のテレビ・ビデオデッキを持ち去つたり、X・W間の夫婦仲が悪くなつたり、過去にもAのような第三者Dが住み着いていたことが判明したり……と様々なアクシデントが生じたが、弁護士を含めた関係機関がタッグを組んで一家の地域生活を支えていった。

このように、社会的弱者といわれる方々への法的支援に当たつては、司法へのアクセス場面から事件解決場面に至るまで、当事者の生活状況や生活課題に十分な目配りをしつつ、福祉関係者らと協働して問題の解決をしていく必要がある。また、そうした実践を積み重ねると、福祉関係者サイドからも「司法はいろいろと使えるじゃないの?」「当事者をめぐつてちょっとおかしな話が出来たら、早い段階で弁護士に相談してみようかしら」というふうに考えてもらえる

ようになる。なるべく早い段階で弁護士につなげてもらえば、こじれないうちに事件を解決することも可能になる。

(おおた・あきひろ)

3 今後に向けて

このように、常日頃から優秀な福祉関係者の方々と協働し、十分に相談・議論をしながら、困難を抱えつつ生活をしている方々のためにどのようなことができるのか、試行錯誤を繰り返している。現場で七転八倒しているのが現状だ。

福祉関係者と協働するということは、自分の仕事が福祉関係者にいつもみられている、ということでもある。弁護士とともに十分にコミュニケーションをとつて、チームとして当事者の地域生活を支えられるように努力していく必要がある。

今後、どのようにすれば司法ソーシャルワーカーの取組を広げていけるのか。そのためには、人員面・予算面・制度面などでどのような制度構築があり得るのか。課題もたくさんある。この点についても、現場からの声をあげつつ、よりよい



成年後見制度拡充に向けた 「佐渡モデル」の提案



佐渡市は、労働人口が減少する一方で1人暮らしの高齢者が増加し続けている（平成22年の高齢化率36・3%）。また、虐待問題や親族トラブルを抱えているケ

ースも少なくないことから、後見人等として弁護士、司法書士、社会福祉士など

の専門職（いわゆる第三者後見人）が選ばれることも多い。

ところが、法テラス佐渡が関係団体の

協力を得て、平成23年6月に福祉団体や専門職等に対してアンケートを実施したところ（注1）、第三者後見人等の需要は

増加する一方、受け皿となる専門職の供給が追いついていないことが明らかとな

った。すなわち、平成22年度における要

支援者数（注2）を延べ1255人のうち、

今後数年間で50人の第三者後見人が必要と予想されるにもかかわらず、平成23年

6月時点では最大でも29人までしか第三者後見人を引き受けられないことが判明したのである（注3）。

一 はじめに

法テラス佐渡は、佐渡市役所佐和田行政サービスセンターの2階を間借りしている。同庁舎内には、市役所窓口、社会

福祉協議会（社協）、地域包括支援センター（包括、消費生活センター等があり、行政・福祉機関との距離が物理的心的に近いのが特徴だ。平成18年の開

所以来、社協職員、包括職員、ケアマネージャー、ヘルパー、保健師、生活保護担当職員、障がい福祉担当職員、民生委員等の支援者とともに、個々の案件に取り組んで來た。

本稿では、いわゆる司法ソーシャルワーカーの取組が、個別ケースを超えて、その地域が抱える問題へのアプローチ・制度改革へとつながったケースを紹介したい。

司法ソーシャルワーカー

法テラス佐渡法律事務所・弁護士 水島 俊彦

二 支援者チームの一員として

法テラス佐渡には、通常相談に加えて、行政・福祉機関の職員から高齢者や障がい者の相談が日常的に寄せられる。

例えば、「認知症のおばあさんが100万円の布団を買わされ、督促状が来ているようです……」、「一家金員が障がいをお持ちでなかなか支援につながらないのですが……」といった相談である。このような場合、出張相談のほか、必要に応じてケース会議を開催し、支援者が情報共有を行つた上で方針を固め、それぞれの役割に従つて本人や家族を支援していく。

高齢者や障がい者など、弁護士へのアクセスが困難な方が適切に法的サービスを受けるためには、行政、福祉団体職員の協力を得て、要支援者を見つけ出し、弁護士やその他の支援者に緊くとつた、いわゆる「アウトリーチ」の連携手

このように、特に過疎地において、高齢化等により後見人需要が増大する一方、後見人のなり手が極めて不足している状態を「後見過疎」と呼ぶことにする。

この結果を、佐渡市地域自立支援協議会の席上で伝えたことにより、同協議会内に成年後見制度プロジェクトチームが設置された。そして、平成24年1月には、同協議会が佐渡市に対し、成年後見制度拡充のため、二つの施策を早急に実施すべきとの報告書を提出するに至った。

四 成年後見センターの設立

一つ目の施策は、「成年後見センター（以下「センター」という。）の設立」である。法人（団体）が後見人等の受け皿となること、及び養成研修を実施することとで、後見人のなり手や支援者を少しでも増やすことが狙いだ。



後見連続講座 寸劇「困ったぞ！」布団にヤミ金、介護うつ解説編。参加メンバーは、消費生活センター相談員、弁護士、司法書士など。右から2番目が筆者。

水面下で交渉を続けた結果、報告書の提出と同時に、佐渡市社会福祉協議会がセンターの実施主体に名乗りを上げた。その後、社協が設立準備検討会を設置してセンター要綱等を作成し、家庭裁判所の後見人候補者名簿への登録を完了するまで、実際に2か月半という短期間で事が進んだ。

六 成年後見連続講座の開講

ていたということである。今回の行政による財政支援は、今後の後見人のなり手拡大に大きく寄与するものと考えられる。

センター開設を記念し、平成24年8月1日には成年後見シンポジウムが行われた。来場者は予想を超えた約140名で、立ち見が出るほどの盛況ぶりだった。

シンポジウムでは、佐渡における後見

そして、平成24年4月1日、佐渡市からの委託を受けて、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターが業務を開始した。

平成25年2月現在、センターは5件を受任し、申立準備中の案件を6件抱えている。継続審議中の案件も併せて、平成24年度中には受任件数が10件程度となることが予想されている。私は、同センターの運営委員会の委員長として受任案件の審査を行っているが、高齢者だけではなく、知的障がい者、精神障がい者の案件も比較的多い。センターへの相談数も平成24年12月時点で187件に達していることから、センターの存在が新たな需要を掘り起したのではないかと考えられる。

五 佐渡市成年後見制度利用支援事業の拡充

二つ目の施策は、「佐渡市成年後見制度利用支援事業の拡充」である。先のアンケートによると、要支援者数延べ1255人のうち、4人に1人が月収6万円以下の低所得者であることが判明した。このままでは、第三者後見人の報酬を気にして申立てを控えることになりかねず、一方で、受け手の専門職にとつて助成対象としたものである。（2）後者について

は、生活保護世帯等に限定されていた従来の要綱を改め、非課税世帯かつ流動資産が350万円以下（世帯員1人増えることに100万円加算）の場合には、全て助成対象としたものである。

なお、助成対象者には、月額上限1万8000円（施設）ないし2万8000円（在宅）が助成される。

要綱改正後、平成24年10月に実施したアンケートでは、島内の第三者後見人の受任案件48件のうち25件が、改正後の利用支援事業の助成対象となることが判明した。言い換れば、要綱改正前は、半数以上のケースにおいて無報酬又はそれ近い状態で専門職らが後見業務を行って助成対象としたものである。

第三者後見人のなり手については、平成24年からセンター設立による受任枠の増加、後見連続講座等の普及啓発による専門職らの関心の高まり等も相まって、受任可能件数は29人（平成23年6月）から56人（平成24年10月）に増加した。しかししながら、年間15件以上の新件申立てが見込まれる現状においては、専門職、センター、そして市民後見人（法5）の3本柱で、今後、佐渡の後見需要を支えていく必要がある。

そこで、成年後見制度が市の財政等に与える好影響（例えば、税金滞納状態の解消など）、連続講座アンケート結果や厚生労働省が行う市民後見推進事業の利用可能性など、様々な説得材料を用意し、市の担当課長、総合政策監副市長、市長を説得した結果、平成25年度から市が家庭裁判所によって選任されるためのハードルは高く、単に養成講座を行うだけでは不十分である。大阪や東京などの先進地を視察した際、何よりも市民後見人に対する専門職やセンターによる手厚

ても、無償では労力に見合わないとして受任が敬遠されてしまいかねない状況であった。

報告書の提出を受けて、佐渡市は、平成24年4月1日付で第三者後見人の報酬について同事業要綱を改正し、助成対象を拡充した。具体的には、①申立人要件の撤廃と②収入・資産要件の緩和である。①前者については、市長による申立てに限定されていた従来の要綱を改め、申立人の属性を問わず助成対象に含めることが予想されている。私は、同センタ

ーの運営委員会の委員長として受任案件の審査を行っているが、高齢者だけではなく、知的障がい者、精神障がい者の案件も比較的多い。センターへの相談数も

平成24年12月時点で187件に達していることから、センターの存在が新たな需要を掘り起したのではないかと考えられる。

（1）前者については、市長による申立てに限定されていた従来の要綱を改め、申立人の属性を問わず助成対象に含めることが予想されている。私は、同センタ

七 市民後見人の養成へ

講座は、平成24年8月29日から平成25年2月13日まで全8講座（専門職限定講座も加えると全11講座）開講された。各回で実施した共通アンケートでの評価も概ね好評で、特にアンケート回答者のうち103名（全体の約3分の1）が「条例が整えば、自分も成年後見人になつてみたい」との回答をしていたのが印象的であった（注5）。

もつとも、現在のところ、市民後見人が家庭裁判所によって選任されるためのハードルは高く、単に養成講座を行うだけでは不十分である。大阪や東京などの先進地を視察した際、何よりも市民後見人に対する専門職やセンターによる手厚

いバックアップ体制・不正防止措置が確立されていることが重要である感じた。そのため、平成25年2月現在、センター運営委員会において、佐渡の地域性・連携ネットワークを最大限活用したバックアップ体制の構築に向けて議論を進めているところである。

ノ 後見制度の拡充に取り組む ための三つのステップ

九月二十一日

比較的のムードには進んだようみえる。佐渡の動きについても、実際には様々な苦労があり、挫折しがることもあるった。ここでは、制度改革を押し進めるために必要と考えられる三つのステップをまとめた。

今井の動きの発端とな

し、お互いを理解する。今回の動きの発端となつたのは、法テラス佐渡が任意で立ち上げた後見制度拡充プロジェクトチーム（ＰＴ）に、普段から交流があり、熱心に仕事に取り組んでいた行政関係者、福祉関係者が参加したことだった。これは「非公式」の場面設定であったことから、ＰＴ内では所属する機関の立場を超えて、自由な意見を



後見制度拡充 P.T.の様子。中央が筆者。

を行うのが肝要である。もちろん、詳細なデータは、後に報告できるよう準備しておくる必要がある。

(3) ステップ3 影響力の大きい団体

人物にアブローをかける

ルできたとしても、最終的に行政や実施団体が動かなければ制度改革にはつながらない。したがって、その地域において、行政等に働きかけることが重要である。

佐渡の場合、島内の様々な福祉関係機

閣と佐渡市職員で構成する佐渡市地域自立支援協議会が福祉行政に重要な役割を果たしていた。そこで、PTメンバーである行政職員の働きかけにより同協議会での発言の機会（5分）を得て、ブレゼンテーションを行った。その結果、同協議会内に成年後見制度プロジェクトチームが設置され、最終的には同協議会の名において、佐渡市に対し、後見制度拡充のための報告書が提出される運びとなつた。その後、同報告書は新聞やテレビ等にも取り上げられ、市議会等でも議論された結果、佐渡市は、早急にセンターの設立と利用支援事業の要綱改正に取り組むこととなつたのである。

さらに、実施主体で強い影響力を持つ人物にもアプローチを行つた。佐渡市社会福祉協議会においては、同会会长の発言力が大きいため、様々な機会をみつけでは会長及び役員への説得を重ねた。その際にも、単に必要性をアピールするだけなく、アンケート結果に基づき予測される後見人の需要数、必要となる人員や予算の数値化、翌年度の事業計画・行政による協力の可能性等についても協議する必要があった。最終的には、会長の決断により、社協がセンターの実施主体となることが決まった。

以上のとおり熱心なメンバーと共に、考えられる最も効果的な手段をもつて後見制度拡充への取組を行った結果、比較的短期間で様々な施策が実現する運びとなつた。地域ごとに実情が異なるとは思われるが、制度改革へのアプローチとしてはある程度共通するものがあるのではないかと考える。

九 まとめ—司法ソーシャルワーカーの可能性と今後の展開

「」とは、司法的支援も含めた総合的な支援を行うことによって、本人、家族、友人・知人、各種施設・制度等、その他周囲の環境などに働き掛けて調整し、その本人がより生きやすい状況を作り出すことをいう。

司法ソーシャルワーカーは、個別ケースの解決のみならず、その地域が抱える問題へのアプローチ・制度改革にもつながっていく（いわゆる「コミュニティワーカー」）。特に、本事例は、人材も予算も乏しい過疎地において、関係機関の熱意と工夫によって都市部以上の制度改革に繋げられた事例であり、司法ソーシャルワーカーの相乗効果の高さを示すものといえ

交わすことができた。このように各機関の内情を知ることによって、どのような資料を根拠として、どこに話を持つべき、どのようにアピールすることが最も効果的か、すなはち「制度改革のための最短ルート」を見つけ出すことができた。

このようなPTへの参加を関係機関に動機づけるためには、普段から、お互いの仕事や人となりについて理解し、一定の信頼関係を築いておくことが必要である。お互いの理解が一番促進されるきっかけは、単発的な普及啓発行事ではなく、「共に仕事をすること」である。その過程で、表面的に接しているだけでは分からぬ個人の情熱や仕事ぶりを知ることができ、共にプロジェクトを進められる仲間を見発見できる。

このように、特に立上げ段階においては、「行政・福祉関係機関」の「熱心な人」をどれだけ集められるかがポイントとなる。

係者からすると、新規事業について一定の予算を計上するためには、根拠となる数値が必須であり、単に必要性をアピールするだけでは十分とはいえない（他にも必要な事業がありまして……、「予算が足りません」などと言われがちである）。そこで、P.T.内での議論を踏まえて、佐渡において後見人不足が深刻であるという状況をあえて数値化するためには、アンケートを実施することとした。このアンケート結果は、行政やセンター実施主体への説得、報道機関へのアピールなど、最初から最後まで重要な役割を果たした。

また、数値化したものをそのまま提示するだけでは、短時間で、何が重要なのかを理解してもらうことができない。特に、キーパーソンである市の課長、市長等は様々な政策を取り扱っているため多忙であり、一つの施策につき1分、長くても5分程度の説明で勝負が決まるといつても過言ではない。作成したアンケート報告書は全体で14ページあつたが、我慢して、あえて三つの数字に絞った。「要支援者数1255人・第三者後見人必要数50人・受任可能枠29人」の3点である。このように、短時間で、問題意識と危機意識を喚起するプレゼンテーション

よう(注7)。

今回の取組で最も印象的だったのは、行政職員の変化であった。最初は関心が薄い職員であっても、PTメンバーと毎回協議しているうちにその熱が伝わったのか、今では、率先して様々なアイディアを提起し、幹部との交渉も行ってくれている。先日、ある行政職員から「以前、先輩から言われた『判断に迷つたら、市民のためになる方を選びなさい』という言葉の真意がようやく理解できました。これからも一緒に頑張っていきましょう」と言われたときには、思わず目頭が熱くなった。

後見過疎問題は、ここ数年のうちに顕在化し、問題を抱える自治体が激増すると予想される。その際に、佐渡での事例が、全国の自治体での成年後見拡充の後押しになればと願っている。

今後、弁護士会、法テラスの協力も得た上で、後見過疎地において実践可能な後見制度拡充モデル（いわゆる「佐渡モデル」）を佐渡から新潟県全体、そして全国へと普及させ、現場で困難を抱える自治体、関係機関の支援に取り組んでいきたい。

司法ソーシャルワーク 再犯防止の観点からの 法テラスとの連携

一 はじめに

平成24年7月に、政府の犯罪対策閣僚会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という）は、数値目標の導入や刑務所出所者等の対象者の特性に応じた施策の設定等、いくつかの特徴を有する。それの中でも、見落とされがちでありながらも重要な施策の一つとして、「弁護士及び日本弁護士連合会等との連携」という項目がある。

この項目は、総合対策の「第3 再犯防止のための重点施策」の「4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」の柱のうち「(4)弁護士及び日本弁護士連合会等との連携」と位置付けられており、「刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会

(注8)

(1) アンケート調査結果については、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターHPに掲載。

<http://care-net.hizle15.sasayaki.kendai.jp/jp/>

(2) 判断能力が不十分で生活に支障が生じている方との質問に対する専門職の回答総数である。(ただし、所属団体の都合による受任制限を考慮しているため、実数は更に少ない)。

(3) 「成年後見人までの成年後見人等を受任できるか」との質問に対する専門職の回答総数である。(ただし、所属団体の都合による受任制限を考慮しているため、実数は更に少ない)。

(4) 成年後見への就任を希望する103名の年齢層としては50～60代が多く、職種としては、ケアマネージャー、民生委員、行政職員等が多かった。なお、成年後見人就任の「条件」としては、主に、①知識を身につける機会があること、②サポート体制が整っていること、③多少の時間的余裕があることであった。

(5) 市民後見人の定義は未だ確立していないが、日本成年後見法学会によると「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」とされている。なお、平成23年の1年間に選任された市民後見人は、後見等申立認容件数2万9143名中92名と未だ少数にとどまる（最高裁判所「成年後見関係事件の概況」）。

(6) 司法ソーシャルワークの意義、取組事例等についてでは、太田晃弘・長谷川佳子・吉岡すずか「常勤法務監修官付検事 山口 貴亮



法務省保護局付検事 山口 貴亮

及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討する」とされている。

刑務所出所者等が、地域社会の中で孤立することなく社会の善良な構成員として社会復帰するためには、地域社会を構成する一般の国民やNPO法人等の民間団体、保護司や更生保護女性会等の更生保護関係者等の幅広い支援と協力が不可欠であり、その中でも在野の法曹たる弁護士が果たし得る役割は極めて大きいことは言うまでもない。そうであるにもかかわらず、政府の再犯防止関係の施策には、弁護士等との連携が盛り込まれるのには比較的珍しいことである。

今回の総合対策においては、原案をパブリックコメントにかけて幅広く国民の意見を聞く中で、日本弁護士連合会から、再犯防止施策の立案・実施への日本弁護士連合会及び弁護士の参画に関する意見が提出され、それを踏まえて、前記「弁護士及び日本弁護士連合会等との

弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性』総合法律支援論叢1号（2012年）1

03-145頁。

(7) なお、紙面の都合上、佐渡市の人口推移、家計における後見人選任件数の推移等の基礎データ、及び法テラス佐渡法律事務所の現状等については削除した。この点については、拙稿「司法ソーシャルワークの可能性—成年後見センターの設立と成年後見制度拡充への道のり」法務省大臣官房司法法制部季報131号（2012年）78～87頁を参照されたい。

（みずしま・としひこ）

連携」の項目が総合対策に盛り込まれたものと承知している。このような総合対策の策定経緯に鑑みて、再犯防止施策に対する弁護士及び日本弁護士連合会等の積極的な姿勢が見て取れる。

現に、近年、法務省保護局が所管している更生保護分野においても、再犯防止の観点から、弁護士、弁護士会、法テラスと連携したいいくつかの取組が実施されているところであるので、本稿では、法テラスとの関係に絞って、検討中の取組も含めた最新の状況を御紹介させていただきたい。

なお、本稿中、意見にわたる部分は本職の個人的見解である。

二 再犯防止の観点からの法テラスとの連携の取組

1 法テラスとの連携の意義

刑務所出所者等の再犯防止のために除去することが重要であり、総合対策においては、再犯の要因となり得る環境的因素を除去する」との観点から「社会における居場所」と「出番」を作ることとの項目で、住居と就労の確保を重点施策としているところである。

他方で、再犯の要因となり得る環境的因素が提出され、それを踏まえて、前記「弁護士及び日本弁護士連合会等との